

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」 ブランド認証制度

第13回ブランド認証の受付開始！！



世界農業遺産 にし阿波

GIAHS Nishi-Awa

にし阿波地域で生産された農産物やその加工品を認証し、ブランド化を推進するとともに、世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」を未来へ継承していくことを目的とした制度です。

- 受付期間：令和7年4月1日(火)～5月30日(金)
- 対象品目：裏面参照
- 申請者：認証を希望する農業者、農業者団体、加工事業者、加工事業者団体等
- 申請方法：徳島剣山世界農業遺産推進協議会ホームページをご覧ください。
<https://giahs-tokushima.jp/brand>
- 認証特典：『世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク』を認証商品にご使用いただけます。
- 公表：令和7年8月(予定)
- 問合せ先：徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局(三好市役所農林政策課)
TEL:0883-72-7617(代) FAX:0883-72-7202
- 申請先、資料請求先
 - (1)徳島県美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町に住所・所在地のある方
 - ・美馬市役所経済部農林課・・・TEL:0883-52-5609
 - ・三好市役所産業観光部農林政策課・・・TEL:0883-72-7617
 - ・つるぎ町役場産業経済課・・・TEL:0883-62-3111(代)
 - ・東みよし町役場産業課・・・TEL:0883-79-5345
 - (2)上記以外に住所・所在地のある方
 - ・徳島県西部総合県民局農林水産部<美馬>食農・企画担当 TEL:0883-53-2272